

岡山県公報

発行
岡山県
岡山市内山下
二丁目4番6号

目次

○民生委員の定数……………	七九	○土地改良区清算人の就職届……………	七三
○岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定の一部改正……………	七九	○農業振興地域の区域の変更……………	七三
○保安林の指定予定……………	七九	○大規模小売店舗の変更に係る届出の縦覧……………	七三
○平成十九年度地方臨時種畜検査の実施……………	七〇	○大規模小売店舗に関する市町村等の意見の縦覧……………	七三
○過疎地域自立促進特別措置法に基づく基幹道路の整備完了……………	七〇	○国土調査の成果の認証……………	七三
○開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了……………	七〇	○選挙管理委員会	
○公共施設に係る開発行為に関する工事の完了……………	七三	○政治団体の名称等の公表……………	七三
○県営土地改良事業の工事完了……………	七三	○政治団体の代表者等の異動……………	七三
		○政治団体の解散……………	七三
		○資金管理団体の届出事項の異動……………	七四
		○資金管理団体の指定取消し……………	七四
		○警備業法に基づく講習……………	七四
		○警備業法に基づく検定……………	七五
		○公安委員会	

告示

●岡山県告示第五百二十五号
 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）第四条の規定により、民生委員の定数を次のとおり定め、平成十九年十二月一日から施行する。
 なお、平成十六年岡山県告示第六百七十一号（民生委員の定数）は、廃止する。
 平成十九年十一月十六日

市町村名	岡山県知事	石	井	正	弘
津山市	市町村名	石	井	正	弘
玉野市	小田郡	矢掛町			
	定数	二八三			
	定数	一六四			
	定数				四八

笠岡市	一五五	真庭郡	六
井原市	一四五	新庄村	
総社市	一六〇	苫田郡	
高梁市	一四九	鏡野町	六七
新見市	一四一	勝田郡	
備前市	一三一	勝央町	三三
瀬戸内市	一〇二	奈義町	二六
赤磐市	一二二	英田郡	
真庭市	一六八	西粟倉村	一〇
美作市	一一八	久米郡	
浅口市	七八	久米南町	二六
和気郡		美咲町	七三
和気町	五九	加賀郡	
都窪郡		吉備中央町	五八
早島町	二三	(合計)	二、三六六
浅口郡			
里庄町	二一		

●岡山県告示第五百二十六号
 昭和四十一年岡山県告示第五百十三号（岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定）の一部を次のように改正し、平成十九年度分の補助金から適用する。
 平成十九年十一月十六日

表農林水産部の部森林保全再生事業補助金の項中「補助基本額の二分の一以内」の下に「。ただし、作業道補修にあつては、査定事業費の二分の一以内」を加える。
 ●岡山県告示第五百二十七号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。
 平成十九年十一月十六日

一 保安林予定森林の所在場所
 高梁市玉川町玉字平石四五二の五、字下片ヶ瀬五六二、字金迫上九〇三の五
 二 指定の目的
 水源のかん養
 三 指定施業要件
 1 立木の伐採の方法
 (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

岡山県知事 石 井 正 弘

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

●岡山県告示第五百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成十九年十一月十六日

岡山県知事 石井正弘

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市玉川町増原字下山二七一七の一、二七一七の四、二七一八、二七一九の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

●岡山県告示第五百二十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による平成十九年度地方臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成十九年十一月十六日

岡山県知事 石井正弘

一 検査の期日、場所及び時刻

期日	場所	時刻
十二月十三日	津山市 岡山種雄牛センター 久米郡美咲町 岡山県総合畜産センター	午前十時 午後一時

二 検査上の注意

1 検査は、精液採取可能な種雄牛、種雄馬及び人工授精に供する種雄豚について実施する。

2 検査の際は、種付台帳、種畜証明書及び登録証明書を持参すること。

- 3 衛生検査のうち事前に準備を要するもの場所及び時刻については、所轄の家畜保健衛生所長が別に定める。
- 三 その他
 - 検査について詳しいことは、岡山県農林水産部畜産課食肉鶏卵班（〇八六一二二六一七四三〇）又は担当の県民局農林水産事業部農畜産物生産課畜産班若しくは県民局支局地域農林水産室畜産班へ問い合わせること。

●岡山県告示第五百三十号

過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十四条第一項の規定により実施した次の基幹道路の整備が完了した。

平成十九年十一月十六日

岡山県知事 石井正弘

路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の日
柳原吉田線	新見市神郷町油野字才ノ峠道下夕二六 二五番一地从先から 新見市神郷町油野字隈高丸二三二〇番 一地从先まで	改築	平成十九年十一月十四日



〔五四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成十九年十一月十六日

岡山県知事 石井正弘

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市北溝手字新田二三八一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市金井戸四〇九一

三 許可番号

岡山県指令建指第一三六号

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市河本字石ヶ坪三五五―四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市国富二丁目二八一〇

三 許可番号

平野 誠一

岡山県指令建指第二一九号

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
笠岡市笠岡字小丸南平一六六七―一
- 二 許可を受けた者の住所及び氏名
笠岡市一番町三一五一
有限会社光枝不動産
代表取締役 光枝 義則
- 三 許可番号
岡山県指令建指第二二三号

〔五四〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。
平成十九年十一月十六日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
笠岡市笠岡字小丸南平一六六七―一
- 二 公共施設の種類の種類
道路
- 三 位置及び区域
開発登録簿記載のとおり（岡山県土木部都市局建築指導課）
- 四 許可を受けた者の住所及び氏名
笠岡市一番町三一五一
有限会社光枝不動産
代表取締役 光枝 義則
- 五 許可番号
岡山県指令建指第二二三号

〔五四〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。
平成十九年十一月十六日

北 地区名	備 備	工 種	岡山県知事	石 井 正 弘
		農業用排水施設		完了年月日
		農道整備		一八・三・三〇
				一九・一・三一

〔五三〕 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区清算人の就職の届出があった。
平成十九年十一月十六日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 土地改良区の名称
長内川土地改良区
- 二 就職清算人
就職清算人氏名
安 東 賢 介
福 田 栄 三
下 山 知 之
安 東 貞 夫
重 平 武 治
中 島 実
中 島 勉
西 村 制 之
安 藤 俊 介
山 下 雅 朝

	住 所
	美作市長内七五一
	則平四一四一四
	殿所四五九一―一
	長内七三〇
	四三〇
	則平一二二
	三
	稲穂一四一―二
	二二九一―一
	二九〇―一

〔五四〕 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。
平成十九年十一月十六日

岡山県知事 石 井 正 弘

山陽農業振興地域、赤坂農業振興地域、熊山農業振興地域及び吉井農業振興地域を、赤磐農業振興地域とし、その区域を次の図のとおりとする。
（「次の図」は省略し、その関係図書を岡山県農林水産部農村振興課に備え置いて一般の縦覧に供する。）

〔五三〕 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。
平成十九年十一月十六日

岡山県知事 石 井 正 弘

- 一 届出事項の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 スーパーセンタートライアル児島店
所在地 倉敷市児島小川町三六七五―一ほか
 - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 イオン株式会社
住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五―一

3 代表者の氏名 代表執行役 岡田 元也
変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) マックスバリュ児島店

(変更後) スーパーセンタートライアル児島店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名(マックスバリュ西日本株式会社及び株式会社チヨダを削除し、株式会社トリアルカンパニーを追加するものである。)

(変更前)

ア 名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 兵庫県姫路市北条口四丁目四

代表者の氏名 代表取締役 福原 英典

イ 名称 株式会社チヨダ

住所 東京都杉並区成田東四丁目三九一八

代表者の氏名 代表取締役 船橋 政男

ウ ほか二者

(変更後)

ア 名称 株式会社トリアルカンパニー

住所 福岡県福岡市東区多の津二丁目二二二

代表者の氏名 代表取締役 永田 久男

イ ほか二者

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称 平成十九年十一月七日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名 平成十九年一月三十一日ほか

二 届出年月日

平成十九年十一月八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年十一月十六日から平成二十年三月十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

(五四) 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおり

りであり、同条第三項の規定により、これらの意見を縦覧に供する。
平成十九年十一月十六日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 意見の対象となった届出

平成十九年岡山県公告第三三三三号で公告された大規模小売店舗の新設

二 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ヤマダ電機テックランド岡山東店

所在地 岡山市神下字財宮前一八一一ほか

三 意見の概要

1 市町村から聴取した意見

意見を有しない

2 市町村の区域内に居住する者等から述べられた意見

なし

四 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年十一月十六日から平成十九年十二月十六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

(五四) 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成十九年十一月十六日

岡山県知事 石 井 正 弘

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
新見市	平成十八年七月 平成十九年七月	新見市 地籍図及び 地籍簿	西方の一部	平成十九年十一月八日
真庭市	平成十七年五月 平成十九年三月	真庭市 地籍図及び 地籍簿	田羽根の一部、 豊栄の一部	平成十九年十一月八日
真庭市	平成十七年四月 平成十九年三月	真庭市 地籍図及び 地籍簿	本郷の一部、 福谷の一部	平成十九年十一月八日

選挙管理委員会

●岡山県選挙告示第百十九号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。
 平成十九年十一月十六日

岡山県選挙管理委員会
 委員長 水川武司

一 政党の支部

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等の区域を単位として設けられた支部

届出年月日

自由民主党岡山県総社市第一支部

江本公一

江本公一

総社市駅前一―四―一〇五

平成一九・八・一〇

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

政治結社政恭社岡山県本部

木元一

木元一

岡山市奥田二―四―二二

平成一九・八・七

●岡山県選挙告示第百二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。
 平成十九年十一月十六日

岡山県選挙管理委員会
 委員長 水川武司

一 政党の支部

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

自由民主党岡山県自動車整備支部

代表者

草地博

河内強

平成一九・八・八

自由民主党岡山県津山市・苫田郡第二支部

政治団体の名称

自由民主党岡山県津山市・苫田郡第二支部

自由民主党岡山県苫田郡第一支部

平成一九・八・二三

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

異動事項

新

旧

届出年月日

岡山県自動車整備政治連盟

代表者

樋田修

梶谷陽一

平成一九・八・八

岡山県遊技業政治連盟

会計責任者

本田信

重本功

平成一九・八・二六

税理士による平沼超夫後援会

主たる事務所の所在地

津山市材木町六八一―八

津山市堺町一三

平成一九・八・二

村田吉隆岡山後援会

代表者

浅野幹夫

鍋島英夫

平成一九・八・八

若井たつこ後援会

主たる事務所の所在地

井原市上出部町五八九

総社市真壁六〇六一―

平成一九・八・二四

●岡山県選挙告示第百二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。
 平成十九年十一月十六日

岡山県選挙管理委員会
 委員長 水川武司

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者氏名

解散年月日

香西圭二後援会

香西圭二

平成一九・八・二八

小枝ひでのり後援会
美作政経懇話会

三船勝之
小枝英勲

八・一〇

●岡山県選挙告示第百二十二号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名
平成十九年十一月十六日

岡山県選挙管理委員会

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名

公職の種類
資金管理団体の名称

異動事項

岡山県選挙管理委員会
委員長

水川武司

田主智彦

公職の種類
浅口市長

希望に満ちた新生
浅口を創る会

公職の種類

浅口市長

鴨方町長

●岡山県選挙告示第百二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった。
平成十九年十一月十六日

届出をした者の氏名
小枝英勲

公職の種類
岡山県議会議員

資金管理団体の名称
美作政経懇話会

主たる事務所の所在地
久米郡美咲町原田二二九六一

代表者氏名
小枝英勲

資金管理団体でなくなった旨の届出年月日
平成一九・八・三二

公安委員会

●岡山県公安委員会告示第百八十七号
警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。
平成十九年十一月十六日

岡山県公安委員会

講習区分	期日	時間	場所
警備員指導教育責任者講習 （施設警備業務）	平成二十年一月九日 （水曜日）から同月 十一日（金曜日）ま での三日間	午前八時三十分から午後五時 時まで	岡山市厚生町三丁目一番 一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するもの。

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申

- 1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者
- 2 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第二十三條第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- 3 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- 4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- 5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

- (3) 込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの
- ア 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
 - イ 次の区分のうち該当するものに係る書類
 - ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
 - イ 次の区分のうち該当するものに係る書類
 - ア 二の1に該当する者
 - 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
 - イ 二の2に該当する者
 - 検定規則第四条に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し
 - イ 二の3に該当する者
 - 検定規則第四条に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
 - イ 二の4に該当する者
 - 旧検定規則第一条第二項に規定する一級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し
 - イ 二の5に該当する者
 - 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

- 2 提出先
 - (1) 県内に住所を有する者
 - 住所地在管轄する警察署の生活安全課
 - (2) 県外に住所を有する者
 - 県内の警察署の生活安全課
- 3 提出期間
 - 平成十九年十二月十七日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで
- 4 受講手数料
 - 二万三千元
 - (注) 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。
 - なお、受講手数料は、納付後は返還しない。
- 5 受講定員
 - 四十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。
- 6 講習の委託
 - この講習は、社団法人岡山県警備業協会（岡山市内山下二丁目一番一八号）に委

託して行う。

- 7 その他
 - 1 受講者は、筆記用具を持参すること。
 - 2 講習終了後は、筆記の方法により修了審査を実施する。
- 岡山県公安委員会告示第百八十八号
 - 警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。
 - 平成十九年十一月十六日

岡山県公安委員会

検定の種別	期	日	時	間	場	所
空港保安警備業務（二級）	平成二十年三月八日（土曜日）		午前九時から午後五時まで		岡山市御津中山四四一	岡山県運転免許センター

- 一 検定の種別、日時及び場所
- 二 検定対象者
 - 県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの
- 三 検定申請手続
 - 1 提出書類
 - (1) 所定の様式による検定申請書 一通
 - (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
 - (3) その他
 - ア 県内に住所を有する者
 - 住所地在管轄する警察署の生活安全課 一通
 - イ 県内の営業所に属する警備員で、県外に住所を有するもの
 - 県内の警察署の生活安全課
 - 2 提出先
 - (1) 県内に住所を有する者
 - 住所地在管轄する警察署の生活安全課
 - (2) 県内の営業所に属する警備員で、県外に住所を有するもの
 - 県内の警察署の生活安全課
 - 3 提出期間
 - 平成十九年十二月十七日（月曜日）から同月二十一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで
 - 4 検定手数料
 - 一万六千元
 - (注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

五 受検定員 なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話(〇八六)二三四一〇一一〇 内線三〇三二

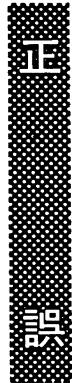
2 岡山県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、受検申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 検定は、学科試験及び実技試験とし、学科試験が合格基準に達しなかった者に対しては、実技試験を行わない。



(三三) 平成十九年九月二十一日岡山県公告第四五七号(宅地建物取引業者の免許の取消し)に誤りがあった。

公報頁・段・行

誤

正

六一二・上・二

に規定

の規定

(三三) 平成十九年十一月二日岡山県公告第五二六号(宅地建物取引業者の免許の取消し)に誤りがあった。

公報頁・段・行

誤

正

七〇五・上・二

に規定

の規定